【民間社員給料】

差　押　債　権　目　録

（扶養義務等に係る定期金債権等）

１ 金　　　　　　　　　円（請求債権目録記載の１）

２ (1) 令和　　年　　月から令和　　年　　月まで，毎月　　日限り

金　　　　　　　　円ずつ（請求債権目録記載の２　 ）

(2) 令和　　年　　月から令和　　年　　月まで，毎月　　日限り

金　　　　　　　　円ずつ（請求債権目録記載の２ 　）

(3) 令和　　年　　月から令和　　年　　月まで，毎月　　日限り

金　　　　　　　　円ずつ（請求債権目録記載の２ 　）

債務者（ 　　　　　　　　　勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２ 　　　　の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１ 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２ 賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

【記載例～養育費子ども２人の記載例】

差　押　債　権　目　録

（扶養義務等に係る定期金債権等）

１ 金１８０，０００円（請求債権目録記載の１）

２ (1) 令和元年６月から令和１０年５月まで，毎月末日限り金３０，０００円ずつ（請求債権目録記載の２(1)）

(2) 令和元年６月から令和１２年８月まで，毎月末日限り金３０，０００円ずつ（請求債権目録記載の２(2)）

(3) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２　 ）

債務者（○○支店 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の(1)及び(2)の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１ 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２ 賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

なお，１及び２により弁済しないうちに退職したときは，退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，１及び２と合計して頭書金額に満つるまで

【民間役員報酬及び社員給料】

差 押 債 権 目 録

１ 金 円（請求債権目録記載の１）

２ (1) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２ ）

(2) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２ ）

(3) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２ ）

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして，頭書１及び２の金額に満つるまで

ただし，頭書２の の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する下記債権に限る。

記

１ 給料（基本給と諸手当，ただし通勤手当を除く。）から所得税，住民税及び社会保険料を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が月額６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

２ 賞与から１と同じ税金等を控除した残額の２分の１（ただし，上記残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）

３ 役員として毎月又は定期的に支払を受ける役員報酬及び賞与から１と同じ税金等を控除した残額

４ 上記１ないし３により頭書金額に満つる前に債務者が退職したときは，

1. 退職金から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１
2. 役員退職慰労金から所得税及び住民税を控除した残額

にして１ないし３と合計して頭書金額に満つるまで

なお，支払期が同日となる最終回分については，上記記載の順序による。

【民間用正社員，アルバイト等給料】

差　押　債　権　目　録

１ 金 円（請求債権目録記載の１）

２ (1) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２ ）

(2) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２ ）

(3) 令和 年 月から令和 年 月まで，毎月 日限り

金 円ずつ（請求債権目録記載の２ ）

債務者（ 勤務）が第三債務者から支給される，本命令送達日以降支払期の到来する給料債権（基本給と諸手当。ただし，通勤手当を除く。）及び継続的に支払を受ける労務報酬債権（日給，週給，歩合手当，割増金）並びに賞与債権（夏季，冬季，期末，勤勉手当）の額から所得税，住民税及び社会保険料を差し引いた残額の２分の１（ただし，給料債権及び継続的に支払を受ける労務報酬債権から上記と同じ税金等を控除した残額の２分の１に相当する額が，後記一覧表記載の支払期の別に応じ，同記載の政令で定める額を超えるときは，その残額から政令で定める額を控除した金額。また，賞与債権については，上記税金等を控除した残額が６６万円を超えるときは，その残額から３３万円を控除した金額）にして，頭書１及び２の金額に満つるまで。

なお，前記により弁済しないうちに退職したときは，退職金債権から所得税及び住民税を控除した残額の２分の１にして，前記による金額と合計して頭書１及び２の金額に満つるまで。

ただし，頭書２の金額については，その確定期限の到来後に支払期が到来する前記債権に限る。

一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 支払期 | 政令で定める額 |
| 毎月 | ３３０，０００円 |
| 毎半月 | １６５，０００円 |
| 毎旬 | １１０，０００円 |
| 月の整数倍の期間ごと | ３３０，０００円に当該倍数を乗じて得た金額に相当する額 |
| 毎日 | １１，０００円 |
| その他の期間 | １１，０００円に当該期間に係る日数を乗じて得た金額に相当する額 |